

第 4

交通反則通告制度の運用状況

第4 交通反則通告制度の運用状況

交通反則通告制度は、自動車運転者による道路交通法違反事件のうち、比較的軽微な違反（反則行為という。）について刑事罰に先行して行政上の措置により簡易、迅速かつ合理的に事件を処理するものである。

1 交通反則事件告知状況

区分 センター別	告知件数		
	総件数	成人	少年
那覇交通反則通告センター	54,818	51,326	3,492
名護交通反則通告センター	4,290	4,043	247
宮古島交通反則通告センター	2,305	2,189	116
八重山交通反則通告センター	2,047	2,003	44
計	63,460	59,561	3,899

2 交通反則告知状況

区分 センター別	通告総数	公示件数	交送付件数
那覇交通反則通告センター	53,053	48,947	4,106
名護交通反則通告センター	4,152	3,706	446
宮古島交通反則通告センター	2,260	2,050	210
八重山交通反則通告センター	2,013	1,737	276
計	61,478	56,440	5,038

3 反則金納付状況

区分 センター別	通告総数	納付状況		
		納付総数	仮納付数	本納付数
那覇交通反則通告センター	53,053	52,002	49,034	2,968
名護交通反則通告センター	4,152	4,081	3,709	372
宮古島交通反則通告センター	2,260	2,281	2,086	195
八重山交通反則通告センター	2,013	1,968	1,740	228
計	61,478	60,332	56,569	3,763